

1. 公立学校の修学旅行予算について

- ① 各自治体で設定している公立学校の修学旅行の予算上限については、「学を修る」旅行に足る金額ではないため、学生が旅行先の歴史地理民俗等や郷土料理の奥深さについて見識を広げる価値を十分に提供することができない。本来の旅行目的に則った価値を提供するためにも予算上限の見直しを各地の教育委員会に通達されたい。
- ② 特別支援学校の修学旅行・宿泊行事の取り扱い業者選定については、仕様書に基づく企画案の提示、費用面の比較で行われているが、学校ごと、生徒ごとの個別対応が必要であり、希望の予算内では配慮の必要な生徒への対応はできない。このため業者が応札できず、辞退するケースが多い。業者選定にあたり、予算面以外での評価項目にウエイトを置く選定方法をとるよう、各地の教育委員会などを通じ周知に努められたい。

【回答】

(文部科学省児童政策課)

公立学校の修学旅行予算についてということでございますけれども、まずは、公立学校の修学旅行についてなのですが、これは各教育委員会の定める実施基準等を踏まえまして、地域ですとか、学校の実態を考慮いたしまして、各学校が計画実施するということが大前提ということなのです。

その計画実施にあたりましては、原則としてすべての子どもたち、すべての児童生徒が参加できるように計画してくださいということがまず1点。

そして2点目が、実施に必要な経費については、できるだけ安くできるものはしてくださいというようなことは、教育委員会を通じて常々求めているところでございます。

(初等中等教育学特別支援教育課)

特別支援学校の修学旅行ということで、特出ししてご要望をいただいたということなんですけれども、おそらく特別支援学校の場合は、この子は医療的ケアで人工呼吸器を付ける必要があると。一方で、この子は車いすではなくバギーにしか乗れないという児童生徒さんの症状の状態によってさまざまなケースが考えられるがゆえに、そこに個別対応しようとする予算上、どうしても難しいことがあって、辞退されるというようなことが行われているのだろうなと考えています。

一方で、先ほど①と重複はしてしまうのですが、どのような計画を立てて、どのように修学旅行を実施していくかということについては、各学校が考えて

実施をしていくことですので、これについては文部科学省からお答えできることはないかなと思うので、引続き各学校か教育委員会と連携相談しながら、適切にご対応いただくことだと考えています。

2. 教育旅行への貸切バス優遇制度の導入について

大型船の受け入れが博多港・長崎港等に年々増えてきているなか、訪日外国人旅行者の貸切バス需要が高くなり、国内消費者が貸切バスの手配ができないケースが散見されている。バス会社としても国内消費者よりも高値で取引できるインバウンド事業を優先する傾向があり、この影響を受け、教育旅行（特に修学旅行等の学校行事）ではバス確保ができないため日程変更を余儀なくされる状況も出ている。

観光立国を目指すため、インバウンドの重要性は理解できるものの、未来の観光立国を担う若者・生徒への影響は避けるべく、教育旅行を引き受けたバス会社への補助金制度、ならびに教育旅行には区域外配車についての規制緩和等の優遇制度を設け、少しでも多くの教育旅行団体を引き受けてもらえるような制度構築を要請したい。

【回答】

教育旅行への貸切バス優遇制度の導入ということで、これも1と繰り返し重複になってしまうのですが、学校の判断ということをお願いしておりますけれども、ただ、区域外配車についての規制緩和と優遇制度と書かれておきまして、私の捉え方がちょっと間違っているかもしれないのですが、この区域外配車の優遇制度というのは、国交省もしくは観光庁のご判断によるところなのかなと考えております。

ただ、補助金制度についても要望があるところではございますけれども、これについてはご意見があったということで捉えていきたいと思っております。

3. 学校行事における貸切バス利用分散化について

市町村の学校行事については、文部科学省や教育委員会が主導し、貸切バスの利用が集中しないよう日程調整を図っていただきたい。例えば本年度、秋田県でねんりんピックを開催した際に、秋田県内のバス手配では追いつかないため、秋田県の教育委員会を通じて学校行事の中止を要請した例があった、このような取り組みを全国にも広げるよう取り組まれない。

【回答】

貸切バス利用分散化についてでございます。

これは学校で行われるものでございますけれども、この学校行事につきましては、各学校が定める年間指導計画、これに基づいて行われるという形になっており

まして、当然、実施時期についても、これは各学校のほうで定めていただくというものになっているということでございます。

国といたしましては、学習指導要領というものを規定しておりまして、対抗的な基準ではあるのですけれども、それに基づいて各学校が実施していただくということになっており、年間指導計画の作成の配慮事項ということで文部科学省のほうから示しておりまして、その中では、学校行事の年間指導計画を作成する際には、学校の創意工夫を生かして、学生や学校、地域の実態、あるいは児童の発達の段階、こういったものを考慮して作成するものとしております。

こうした学習指導要領の趣旨というものは、われわれといたしましては、説明会等を通じて周知をさせていただいているところでございますけれども、基本的には繰り返しになりますけれども、実施時期を含めて、その指導計画というものは各学校のほうで定めていただくということになっております。

4. 学校行事の事前連携について

毎年4月に中学生統一テストが実施されているが、東北地区では毎年修学旅行シーズンと重なっている。平成31年の統一テストは水曜日の実施となり、ただでさえ日程が重なりタイトな上にその1週間が使えないことにより修学旅行の実施日程が集中して、交通、宿泊の手配が困難な状況になっている。

については、学校行事の連携はもとより、統一テストなどについては、週のはじめ（月）か終わり（金）で調整するなど、文部科学省と地方自治体（教育委員会）連携強化を図って頂きたい。

【回答】（初等中等教育の参事官付学力調査室）

修学旅行の時期と4月に毎年実施させていただいている学力テストとの時期がかぶってしまうのでということだったのですが、引続き地方自治体さん、学校さんとの行事との連携というところは、こちらでもやっていきたいと思うんですけれども、最終的には文科省から強制するというものではありませんので、設置した管理者である市町村の教育委員会さんとか学校さんのほうで決めていただくもので、実際に国公立のほうでも修学旅行があるので後日実施としている例もございます。

文科省としましては、引続きなるべく前に、今でも1年半前には、いつやりますというものを示しているところではあるのですけれども、引続きこういった日にやるということは、なるべく早くお知らせするようにということで心がけて、引続き地方自治体にあまり負担にならないように、連携の強化を図ってまいりたいと思っております。

5. 航空機材の縮小化に伴う修学旅行日程分散化の調整（中部国際空港、伊丹空港発着）について

中部国際空港、伊丹空港発着では、国内線の航空機材が縮小していることに加え、市町村毎で修学旅行の日程が集中するため、航空機を使用する修学旅行については、各学校単位での日程調整がより困難になっている。修学旅行を円滑かつ効率的な実施に向けて、学校代表者の調整会議を行うなど教育旅行委員会が主幹となった取り組みを推進するよう指導されたい。

【回答】

航空機材の縮小化に伴う修学旅行日程分散化の調整ということで、これまでも教育委員会を通じまして、修学旅行の円滑かつ効率的な実施については、求めているところではございますが、今後とも引き続き各教育委員会において、修学旅行の適切な運営がされますよう伝えてまいりたいと考えています。

6. 風評被害に伴う取消料の負担について

北朝鮮の動向に伴う風評被害によりグアムに行く予定であった修学旅行が急に中止となる事例があったが、航空会社や現地のホテルからのキャンセル料は全額旅行会社の負担なり、顧客への請求はできなかった。これは、受注型企画旅行約款が定める取消料期日より前に航空会社やホテルへの取消料が発生しているためであり、旅行会社とサプライヤーとの契約に関わらず、顧客は旅行業約款が定める取消条件のみを負えばよいことになっているためである。団体の規模によっては旅行業の経営を脅かすほどの状況も考えられるため、風評被害によるキャンセル料については、学校負担を徹底させるなどの対策を講じられたい。

【回答】

風評被害につきましては、これは国内の話ではございますけれども、文部科学省では、これまでも復興庁ですとか観光庁等の依頼に基づきまして、23年、そして26年に教育委員会に対して、風評に惑わされることなく、現地の正確な情報に基づき、実施していただくようにという通知を発出しているところです。

また、諸会等でもこの周知の徹底を図っているところでございますけれども、今後も周知の徹底を図っていきたいと思っております。

7. ワークルールの学校カリキュラムへの導入について

人口減少社会の到来により、国内ではあらゆる産業で優秀な人財の取り合いが続いている。特に労働集約型産業である宿泊業では、雇用の確保と維持は喫緊の経営課題であり、人財の確保と離職の低減に向け、労働条件の改善・向上に取り組んでいる。にもかかわらず、想定以上に環境の変化が激しく、様々な対応を行っても必

要な要員が確保できない現状にある。その結果、従業員ひとりあたりの業務量は増加し、長時間労働が常態化している。なかには、ワークルールの理解が不十分であるために管理監督者が誤った変形時間労働を運用していることや、労働者が時間外労働の申告を調整している事例があり、労務環境をさらに悪化させている。

このような状況を未然に防ぐには、使用者・労働者双方がワークルールのきちんと習得することが必要である。新たに働き手となる世代に、このような働き方を強くないためにも、中学校・高校・大学・各種学校の履修科目として「ワークルール」を導入することを検討されたい。

《2017年度の貴省回答を受けた新たな具体的要求項目について》

約4割の大学において、労働者としての権利や・義務などの労働法制に関する授業科目が開設されているなど、取り組みが行われているものと承知している。

→ 国民の3大義務のうち2つが「勤労」「教育」であることから、ワークルール習得を必修項目とすることも視野に入れ、さらなる取り組みの推進を図ることを検討されたい。

《2017年度の貴省回答に対する質疑について》

高等学校においては、中央教育審議会の答申において、新科目「公共」に労働関係法制を含む雇用労働問題などを題材例として示すなど、その内容を踏まえて、平成29年度中に学習指導要領の導入に向けて必要な検討を行ってまいりたい。

その後の進捗について共有されたい。

【回答】（大学振興課）

ワークルールの学校カリキュラムへの導入についてでございます。先に大学について、ご回答させていただきます。大学についてでございますが、ワークルールの必修ということでございますけれども、各大学でどのようなカリキュラムで教育を実施するかというのは、各大学の自主的・自立的な判断に委ねられておりますので、国としてワークルールの習得を必修科目とするということは、非常に困難なことでございますけれども、文部科学省といたしましても、ワークルールの重要性というものは認識をしております。厚生労働省と連携をいたしまして、各大学の学生向けの教材ですとか、あるいは最近では教職員向けの指導の手引きというものも厚生労働省のほうで作成をいたしまして、それを連携して周知をしているところでございます。

引き続き、ワークルールの習得も一層促進されるよう努めてまいりたいと考えてございます。

現行の学習指導要領に基づきまして、初等中等教育の場に中学校とそれから高等学校におきまして、雇用や労働に関する学習内容というのが必修ということで、全ての生徒が学ぶ形に今現在なっております。

ご指摘をいただいております中央教育審議会における市民の状況ということで、この3月でございますけれども、高等学校の学習指導要領を改訂いたしまして、新たに公民科の中で、新たな必修科目ということで、公共という科目をすべての生徒が共通に学ぶ科目として、平成34年度から実施をするということになってございます。

この公共の中で、公共の科目の目的としては、自立した主体を育てるということで、その主体として必要な基本的な原理の、社会における基本的な原理であるとか、あるいは選択判断に必要となるような考え方、これを学んだ後に、より実践的な内容を学習するというので、公共の中では13の点を設けております。

この13のテーマの中で、雇用と労働問題というのが、13の一つのテーマの具体として示させていただいております、その中で仕事と生活の調和という観点から、労働保護立法などについても扱うということ、明記を今回させていただいております。

こうした指導要領を実施されるまで、まだちょっと時間がございます。時間があるのでございますけれども、今現時点としては、厚生労働省さんとかなり連携をさせていただいております、厚生労働省さんのほうで、講師用の指導書とそれに付属する副教材というのを今回つくっていただきました。この3月に作成をいただいたのですが、これを基に公共が始まるまでの間は、ワークルールについての学習というのを教材を使いまして進めていくというような段取りで進めてまいりたいと思っております。

8. 日本人船員の確保・育成について

船員は、海上物資輸送・旅客輸送や水産資源の安定的な供給などを通じ、わが国経済の維持・発展や国民生活の安定に寄与している、その減少傾向には歯止めがかからず、高齢化とともに後継者不足も深刻な課題となっている。

日本人船員を計画的に増加させるべく、海洋基本計画や本年6月に取りまとめられた内航未来創造プランなどに明記されている船員後継者の確保・育成に向けた具体的な施策の実施とともに、その予算についてもしっかりと確保していただきたい。さらに、次世代を担う船員志望者の裾野拡大に向け、若者が船員職業に関心を持つような海事広報や海事思想の普及を図っていただきたい。

【回答】（産業教育振興室産業教育係）

8日本人船員の確保・育成についてということで、船員後継者の確保・育成に向けた具体的な施策の実施ということなんですけれども、多くの水産高校が船舶職員養成 指定を受けておまして、生徒への海員資格取得のために必要な専門性を身に付けさせる教育に取り組んでいるところでございます。

本年3月に、国立中・小学校の新学習指導要領におきましては、こうした資格取得に対応する教育内容の充実というものを図りまして、例えば、船員船舶、海洋関係の法規に関する学習内容を充実させたですとか、あとは電子海図を活用した実習など、体験的な学習を充実させたというような改善を図っているところでございます。

また、水産基本計画にも位置付けられているのですが、海員資格取得に必要な乗船履歴というものを短縮できるような、新たな仕組みというものについて、水産庁や国交省とも連携しまして、その実点に向けて検討を進めているところでございます。

こうした取り組みなどを通しまして、船員を目指す水産高校生に対しまして、専門性の高い充実した指導が行われるように、今後とも関係省庁との連携を図って取り組みを進めていきたいと思っております。

船員後継者の確保・育成については、まずは広報・普及活動等を通じて、志願者等の増加を図り、入学者を確保することが必要と考えております。入学者確保に向けた広報・普及活動としましては、現在商船系大学においては、子どもたちの体験航海や高校生へのオープンキャンパス、高専においては、中学生向けの商船高専進学ガイダンスなどを実施しております。これら、専用船教育機関の研究活動や将来わが国の海洋を担う船員となる学生の確保に向けた取り組みについて、引続き支援に努めてまいりたいと思っております。

9. 船員教育機関の維持・定員拡大について

将来の海運・水産産業を担う後継者の確保・育成を推進する上で、その核となる船員養成教育機関の拡充が必要不可欠である。

内航未来創造プランには、現在390名となっている海技教育機関の養成定員を500名規模に段階的に拡大するとの目標が明記された。海上技術学校・短期大学校への入学希望者や求人数が一定の高水準を維持している近年の状況を踏まえ、海技教育機関の養成定員の拡大に向けた具体的施策と、それに伴う受け入れ体制の整備に必要な予算の確保を図っていただきたい。

文部科学省所管の商船系大学についても、入学倍率は高水準が続いており、商船系高専への求人数も増加していることから、これらの入学定員の拡大とその維持を図っていただきたい。

【回答】

文部科学省としましては、船員養成教育機関が重要な機関であることは認識しており、大学付属高等専門の教育機関に対する支援や、商船高専の特色を生かした取り組みなどに対する、支援を行っております。

一方で、要望されている入学等の拡大については、まずは広報・普及活動等を通じた志願者の増加を図り、入学者を確保することが必要と認識しております。

これら船員養成機関の教育・研究活動や将来わが国の次世代を担う、船員となる学生の過去に向けた取り組みに対しても、引続き支援に努めてまいりたいと思っております。

10. 海に親しむ活動の推進について

次世代の産業の担い手となる船員志望者の裾野拡大に向け、中長期的な視点からの取り組みが不可欠である。

初等・中等教育の段階において海に親しむ体験活動などを一層充実させることを通じ、次世代を担う子どもたちに海や船の魅力を伝え、船員職業の認知度の向上につながる取り組みを推進していただきたい。

【回答】

海に親しむ体験活動ということで、まず学習指導要領上の括りで申し上げますと、海に関する教育というのは、国土理解に関する教育ということで、小学校や中学校の地理に関する学習内容の位置付けられているところです。

特に海洋の広がりでありますとか、国土を構成する島々、そういったことについての記述や、それから海上輸送に関する記述、こういったことを新たに今回明記をしているところでございます。

一方で、海に親しむ体験活動ということなのですけれども、こちらについては、学習指導の総則というのがございまして、この総則の中で、すべての教科にわたる内容ということで、その取り組みの一つとして、生命の有限性や自然の大切さなどを実感しながら、理解することができる体験活動を重視するということを、今年の3月に改訂した小中学校の学習指導要領、それから今年の3月に改訂しました高等学校の学習指導要領において、新たにこちらのほうの明記をしたということで、体験活動を通じて、海に親しむということの重要性について、引続き取り組んでいただけるように考えております。

10の追加でございますが、予算関係なんですけれども、平成14年度から、学校が行う体験活動に対する財政的な支援を行っております。平成30年度においては、学校における宿泊体験活動を推進するために約1億円を計上しております。

そして、その中でも平成27年度から学校教育における農山漁村体験活動というものを導入のための取り組みといたしまして、この農山漁村の体験導入に当たっては、1泊2日からということで勘案しているところでございます。

11. 海洋資源調査の拡大

エネルギー資源・鉱物資源に恵まれないわが国では、他国の資源政策や投機に左右されない安定的なエネルギー資源の確保が極めて重要である。一方、わが国排他的経済水域の海底および大陸棚にはエネルギー資源・鉱物資源が豊富に存在していることが明らかになっている。わが国の安定的なエネルギー資源確保に向け、2018年に見直される「海洋基本計画」において研究調査船を用いた海底鉱物資源の調査・開発の方針を継続していただきたい。

【回答】（研究開発局海洋地球課）

海洋資源調査の拡大ということで、やはり海洋資源の開発利用を促進して、海洋研究を確保することは、わが国にとって、国家的課題と認識しております。文部科学省で最新鋭の研究船も活用しながら、海底資源の成因解明ですとか、あと効率的な海底資源の調査等々の開発を行っております。引き続き、関係省庁と連携しながら海洋資源調査研究を進めてまいりたいと思っております。

【質疑・応答】

【質問】 公立学校の修学旅行予算等のところに関連をして、様々な業種関係のところでは、皆さんからいわゆる地域においては教育委員会が主体となってというところ、地域性があたりとかというご回答をいただいたかと思えます。

一方で、われわれとしては現場では結構課題を感じているというようなところもあるんですけれども、それで行きますと例えば公立などの修学旅行予算のことであつたりですとか、学校行事の部分のところ、常に一定的な問題であつたりとかという部分については、例えばそういう部分を課題であつたりですとか、そういう部分を投げかけるというか、という部分で行くと、地域の県なりの教育委員会に、話としては持っていくというのが本来の筋であるということであるのか。

例えば、そこにあるきっかけとして、例えば文部科学省さんの中で、そこを所管するようところがあつて、何か、最初まず、一番はアクションとしてご相談できるものなのか。そのあたりご教示もしいただけたらなと思えます。よろしくお願ひします。

【回答】

そもそも修学旅行なんですけれども、目的地ですとか、見学地、それを精査して実情に応じて決めていくというのは学校の判断として重要なことで、そこを文科省から画一的にここに行きなさいとか、こうすべきとかいうことはないと考えております。

学校行事について、ご意見あつたと思うのですが、先ほどご回答したとお

り、基本的には日程については、各学校が定める年間指導計画に基づいて実施をするということになっていると。

ただ、これは一つの事例ではあるのですけれども、多くは公立の小中学校でということになりますので、設置者は、市区町村の教育委員会になるということになります。場合によっては、域内の学校がいつ学校行事を実施するかというものを把握しているような教育委員会もあるやに聞いております。

そういったところで、必ず教育委員会がそういった網羅的に各学校の学校行事の日程を把握して、何か調整をするといったところまでを、必ずやりなさいということは、当然国のほうでは言うことはできないのですけれども、ただ、教育委員会としてやることは可能かと思っておりますので、例えば学校の設置者の市区町村の教育委員会のほうにお話を提示していただくといったことは、方法としてあるかと考えております。

【質問】 風評被害についてですが、国内では、復興庁ですとか観光庁と連携をしてということなのですが、今回の事例ですと、一昨年ぐらいからだったんですけれども、グアムのことがあって、ここに記載のとおり、北朝鮮の動向がというようなことだったのですが、特に海外においても、今後いろいろテロであったりですとかということも考えられるのですが、そういう部分については何か通知ですとか、またはこれからの取り組み、リクエストというようなところ、何かございましたら、ぜひ教えていただきたいなと思っております。

【回答】（初等中等教育の国際教育課）

海外の修学旅行について、まずすみません、グアムの件につきましても含めてなのですが、事前に文科省宛にこういうところにこういう日程で行ってきますという届出をいただくこととしています。

グアムの件につきましても事前にいただいている、ただ、その後提出あったものもないものも、もちろんあるのですが、変更があったものはその届出をいただいているものも、直前とはなったのですが、ございました。

われわれから通知といたしましては、実際に海外に行くときに、ちゃんと安全を確保して、行ってくださいねという外務省に旅レジという登録するシステムがあるのですが、それをちゃんと登録をして、安全を確保したうえで行ってくださいという通知等を出して、安全確保を第一として修学旅行をしてくださいと、海外に行ってくださいということは通知をしてございます。